

生徒指導部だより

No. 6

北海道岩見沢東高等学校定時制
生徒指導部
令和 8 年 (2026 年)
6 月 24 日 (水) 発行

いじめ把握のためのアンケートの結果について

6月10日(水)、全校生徒を対象とした「いじめ把握のためのアンケート」を実施いたしました。

その結果、校内でのいじめにあたる行為によって嫌な思いをしている生徒も、友人が嫌な思いをさせられているのを見たことがある生徒も該当者はおりませんでした。

いじめ対策委員会、および職員会議において今回実施のアンケート内容を確認し、岩見沢東高校では令和8年6月24日現在ではいじめの認知件数は0件であることをお知らせいたします。

※ 本校では、いじめを見逃さないよう、生徒の対人関係に関する「嫌な思い」について、「いじめ」として認知し、年4回の個人面談週間(うち2回は全教職員で対応)や日常の活動を通じて生徒理解に努め、教員間で情報共有して組織的に対応しています。

※ いじめと認知される事案が発生した際には、心理的・物理的影響を与えられた行為が止んだ状態が3ヶ月続き、当該生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められた場合「解消した」と判断しています。

※ アンケート実施の際に、全校生徒に対し、「岩見沢東高等学校いじめ防止基本方針」を配布し、書かれている内容を説明いたしました。なお、岩見沢東高等学校いじめ基本方針はホームページでもご覧いただけますので内容をご確認いただけますようよろしくお願いいたします。

いじめの定義—いじめ対策基本法より

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

増加するネットいじめ

令和7年11月21日に行われた、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議で出された令和6年度調査(概要)資料によりますと、全国的に高等学校においては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、続いて「仲間はずれ、集団による無視をされる。」が多く、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数は引き続き増加傾向にあるとされています。

今回のアンケートでも、SNSに外部からの誹謗中傷があり、警察に相談しているという事例がありました。

裏面に、こども家庭庁発行の「毎日ネットに触れるこどもたちを守るため」リーフレットから、いじめにつながりやすい「誹謗中傷／ネットいじめ」「同意のない顔写真の利用」に関する部分を抜粋し、掲載いたしました。参考にしていただければと存じます。

北海道岩見沢東高等学校定時制 (0126)22-0175

空知教育局こどものいじめに関する相談窓口 (0126)22-3912

小学校高学年 / 中学生 / 高校生の保護者の方へ

△ 子どもたちは見た！体験した！こんなネットのトラブル

02 誹謗中傷/ネットいじめ

こんなことがあってすごくイヤだった



自分の写真を勝手に(SNSに)あげられて、誹謗中傷を受けたことがある。



好きな人とか応援している人への誹謗中傷の言葉が目に入ると、嫌な気持ちになる。

それは本当に言っている言葉が考えよう！

スマホやPCなどに慣れてきた時こそ、うっかり攻撃的な投稿をしてしまわないように気を付けよう！聞いて嫌になる言葉は、SNSでも使わないようにね。



これだけは知っておこう！

- 相手の人格を否定する言葉や言い回しは正当な批判ではなく、「誹謗中傷」です。
- 気軽な投稿で他人を傷つけてしまうおそれがあります。投稿した言葉や写真は「なかったこと」にはできません。子どもと一緒にどのような投稿が誹謗中傷にあたるのか、話し合ってみましょう。



POINT

✓ 誹謗中傷のトラブルを避けるために

POINT ① アプリを活用しよう！

危険なメッセージのやり取りについてお知らせしてくれるアプリや、12歳以下の子ども向けSNSアプリもあります。

POINT ② 相談窓口を活用しよう！

迅速な助言が欲しい 相談・有害情報相談センター	悩みや不安を聞いてほしい 子供のSOSの相談窓口 SOSNET
適切な助言が欲しい 子どもの人権110番	警察に相談したい 少年相談窓口
削除したいけど自分でできない 誹謗中傷ホットライン SIA Self-Internet Association 相談対応は行ってありません。	みんな味方だよ！ 安心して相談してね
相手に賠償等を求めたい 日本児童福祉センター 米魂テラス	

小学校高学年 / 中学生 / 高校生の保護者の方へ

△ 子どもたちは見た！体験した！こんなネットのトラブル

03 同意のない顔写真等の利用

こんなことをされてイヤだった



友達に無断で自分の顔写真をSNSに投稿されて嫌だった。他にも、自分の変顔を勝手にSNSのアイコンにされたこともある。

友達だから問題ないよねと思ってはだめ！

友達はもちろん、他人の顔が写った写真は、基本的にSNSにはあげないこと。誰でも簡単に生成AIを活用できる今、ディープフェイクについてもみんな気を付けなければいけないよ。



これだけは知っておこう！

以下の行動は、法的に罰せられたり、訴えられるケースがあります。お子さんがされない・しないよう、保護者の注意が必要です。

- 友達を隠し撮り・有名人を無断撮影 ▶ **肖像権の侵害に**
- 性的な部位や下着が写った写真・動画を、盗撮したり、イヤと言っているのにむりやり撮影、イヤと言えない状態で撮影 ▶ **撮影罪に**
- 18歳未満の裸、性交または性交類似行為の撮影や所持 ▶ **児童ポルノ製造罪や所持罪に**

POINT

✓ 同意なく顔写真等を利用してしまった時の相談窓口

ぴったり相談窓口	子供のSOSの相談窓口 文部科学省
少年相談窓口	SNS相談@第二東京弁護士会
子どもの人権110番	LINEで相談しよう

もし性被害(撮影罪など)にあてしまったら、迷わず下記相談窓口ご連絡してください。

性犯罪被害相談電話【#8103】



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター【#8891】

